

新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、従業員の賃上げ環境整備のため一層の利益確保を図る市内中小企業者が行う、自社の企業・商品・サービスイメージをブランディングし発信する広報・宣伝等の取組（以下「補助事業」という。）を対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業又は個人事業主であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 新潟市内に事業所を有すること
- (2) 市税に未納がないこと
- (3) 申請時点の1年以上前に開業済であること
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業その他これに準ずる事業を営む者でないこと
- (5) 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (7) 申請日以前に国及び県、市、その他地方公共団体から補助金又は助成金等の交付決定の取り消しを受けていないこと
- (8) 従業員を雇用していること

(補助率および補助金額)

第3条 補助率および補助金額は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助事業として適当と認めたときは、第4条に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号においては新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金変更承認申請書（様式第3号）、第2号においては新潟市ブランド力向上・魅力発信サポ

ート補助金廃止（中止）承認申請書（様式第4号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更の内容が補助対象経費における経費の変更で、交付決定額を上回らず、かつ、その経費が変更前の20パーセント以内の経費の額の変更については、この限りでない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

（2）補助事業を廃止または中止しようとするとき。

2 市長は前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、前項1号においては補助対象事業変更承認通知書（様式第5号）を、前項2号においては補助対象事業廃止（中止）承認通知書（様式第6号）をもって、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、または令和9年1月29日のいずれか早い日までに、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付変更申請兼実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、これを交付決定変更兼確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合
- (4) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、交付決定取消通知書(様式第9号)を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、返還命令書(様式第10号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金に係る経理)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(情報の公表の方法等)

第13条 補助事業の成果を本市ホームページで公開することにより、本補助金の交付を受けた事業であることを公表する。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金取得財産等管理台帳(様式第11号)を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産であって、1件当たりの取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものについて、処分制限期間内に他の用途に使用し、他の者に貸し付け、もしくは譲渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとするときは、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金財産処分申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

この場合において、当該財産について処分したこと、または承認したことにより収入があったときは、その収入の全部または一部を納付させることがある。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、財産処分承認通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（交付決定・不交付決定に係る審査結果の非公開について）

第15条 交付決定・不交付決定に係る審査結果は非公開とする。また、審査結果について異議申し立ては認めないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年3月12日から施行する。

（適用期限）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第6条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

①補助率

補助対象経費の 1 / 2 以内

②補助金額(千円未満は切り捨て)

上限額	下限額
500万円	20万円

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	自社の企業 P R や商品・サービスの販路開拓のため、外部の知見を活用したブランディングにより、新たに制作する広報・宣伝等と発信に係る経費 ①コンサルティング費 ②制作費 ③発信・掲載費
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

- 1 消費税、地方消費税、印紙税等の税金及び各種手数料（銀行振込手数料等）は補助対象外とする。
- 2 国、県、市、その他の地方公共団体等の制度により補助対象となっている経費は補助対象外とする。
- 3 ①は補助金交付申請額の 15%を上限とする。

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称および代表者氏名）

新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付申請書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付申請書交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

関係書類

- ・（別紙1）事業計画書
- ・（別紙2）収支予算書兼補助対象経費積算明細書
- ・（別紙3）補助対象要件等に関する誓約書
- ・（別紙4）暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・中小企業者、新潟市内に事業所を有することの証明
- ・直近1か年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
（個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写しで受付印のあるもの（青色申告の方は青色申告決算書（1～4面）、白色申告の方は収支内訳書（1・2面））
- ・貸金台帳（任意の従業員1名分の申請月か前月の貸金台帳）
- ・納税証明書（新潟市制度用）（申請日前3か月以内に発行されたもの）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

交 付	不交付
補助対象事業の名称	新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交 付 決 定 額 （不交付の理由）	
備 考	

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称および代表者氏名）

新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業を下記のとおり変更したいので、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第7条第1号の規定により申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
変更理由	

（注）事業変更に係る「（別紙1）事業計画書」、「（別紙2）収支予算書兼補助対象経費積算明細書」、その他事業変更内容を説明する資料を添付すること。

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称および代表者氏名）

新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金廃止（中止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業を下記のとおり廃止（中止）したいので、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第7条第2号の規定により申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
廃止（中止）の理由	
廃止（中止）後の措置	

（注） 必要に応じて、廃止（中止）の理由がわかる書類を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

補助対象事業変更承認通知書

年 月 日付 で申請のあった新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づく変更承認申請書について、同要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり変更等の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
変更条件	

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

補助対象事業廃止（中止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づく廃止（中止）承認申請書について、同要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり廃止（中止）の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
廃止（中止）承認日	年 月 日
廃止（中止）理由	
廃止（中止）条件	

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称および代表者氏名）

新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付変更申請兼実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業について、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金
- 2 補助事業の成果 関係資料のとおり
- 3 補助事業完了日 年 月 日
- 4 実績報告額 円
- 5 振込先口座

補助金の 交付先 (振込先)	金融機関名	銀行 農協 本店(所) 金庫 組合 支店(所)					
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通			<input type="checkbox"/> 当座		
	口座番号						
	フリガナ						
	名義人						

関係書類

- ・（別紙5）新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金事業実施報告書
- ・（別紙6）収支決算書兼補助対象経費支出明細書
- ・（別紙7）市HP公開用成果物紹介フォーマット
- ・その他事業実績を説明する資料等

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

交付決定変更兼確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助金について、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助対象事業の名称	新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
確定額	

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

交付決定取消通知書

年 月 日付第 号 で交付決定のあった補助金について、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
交付決定取消額	
取消理由	

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

返還命令書

年 月 日付第 号 で金額を確定した補助金について、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

補助対象事業の名称	新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
返 還 額	
返 還 期 限	
返 還 理 由	

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金取得財産等管理台帳

補助事業者名 :

取得財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

- (注)
1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項に定める処分制限価格以上 (50 万円以上) の減価償却資産とする。
 2. 数量は、同一規格であれば一括して記載してもよい。ただし、単価が異なる場合は、区分して記載すること。
 3. 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記載のこと。

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称および代表者氏名）

新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金財産処分申請書

年 月 日付第 号をもって額の確定の通知があつた上記補助金に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第14条第2項の規定により承認を申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処 分 事 項	
処 分 理 由	

年 月 日

様

新潟市長

印

財産処分承認通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市ブランド力向上・魅力発信サポート補助金交付要綱第14条第2項の規定による財産処分承認申請については、同要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分条件	